

京都市訓令甲第 6 号

庁 中 一 般

消 防 局

教育委員会事務局

京都市公舎管理規程等の一部を次のように改正する。

平成30年 2月27日

京都市長 門 川 大 作

(京都市公舎管理規程の一部改正)

第1条 京都市公舎管理規程の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(使用料の額)」に改め、同条第1項中「公舎の使用料」の右に「の額」を加え、「算出した」を「得た」に、「その額」を「当該額」に、「10円に切り上げて計算した」を「切り上げた」に改め、同条第2項中「建築後5年以上経過した」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 単身赴任手当を支給される職員が居住する公舎
- (2) 前号の職員以外の職員が居住する公舎であって、建築後10年以上(鉄筋コンクリート造の公舎にあつては、建築後15年以上)経過したもの

第3条第3項中「使用料」の右に「の額」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 本市の区域内に存する公舎で、立地条件、構造又は施設が他の公舎に比して著しく優れているものの使用料の額は、第1号に掲げる額に第2号に掲げる面積を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- (1) 基準使用料の額(前項の規定により控除した額がある場合には、当該控除した後の額)に2を乗じて得た額の範囲内において管理者が行財政局財政担当局長(以下「財政担当局長」という。)に協議して定める額
- (2) 当該公舎の面積

第4条の見出し中「行財政局財政担当局長」を「財政担当局長」に改め、同条各号列記以外の部分中「行財政局財政担当局長(以下「」及び「」という。)」を削り、同条第1号中「使用料」の右に「の額」を加える。

第5条(見出しを含む。)及び第7条中「使用料」の右に「の額」を加える。

第8条の見出し中「要求」を「求め」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区 分	基準使用料	
	ア	イ
面積が55平方メートル未満のもの	円 696	円 498
面積が55平方メートル以上70平方メートル未満のもの	870	622
面積が70平方メートル以上80平方メートル未満のもの	1,305	809
面積が80平方メートル以上100平方メートル未満のもの	1,566	995
面積が100平方メートル以上のもの	1,827	1,213

備考 ア欄は東京都の特別区の区域内に存する公舎について、イ欄は本市の区域内に存する公舎について、それぞれ適用する。

別表第2 1備考以外の部分を次のように改める。

1 単身赴任手当を支給される職員が居住する場合

構造	面積 経過年数	55平方メートル未満		55平方メートル以上70平方メートル未満		70平方メートル以上80平方メートル未満		80平方メートル以上100平方メートル未満		100平方メートル以上	
		ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ
木造	5年未満	円 160	円 100	円 247	円 139	円 371	円 188	円 531	円 275	円 621	円 328
	5年以上10年未満	270	207	383	272	528	341	717	457	854	556
	10年以上15年未満	337	272	463	349	621	432	828	564	996	693
	15年以上20年未満	376	310	512	397	677	485	895	629	1,080	774
	20年以上25年未満	424	355	576	457	754	558	986	714	1,204	891
	25年以上30年未満	454	384	609	489	800	601	1,049	774	1,266	950
	30年以上	504	391	645	513	845	644	1,102	825	1,335	1,015

鉄筋 コン クリ ート 造	5 年未 満	160	100	247	139	371	188	531	275	621	328
	5 年以 上10年 未満	214	154	314	206	448	265	622	366	736	443
	10 年以 上15年 未満	257	197	366	258	508	325	694	438	827	534
	15 年以 上20年 未満	291	231	407	299	555	372	750	494	898	605
	20 年以 上25年 未満	317	257	440	332	592	409	794	538	954	661
	25 年以 上30年 未満	337	277	465	357	621	438	828	572	997	704
	30 年以 上35年 未満	354	294	485	377	644	461	855	599	1,031	738
	35 年以 上40年 未満	366	306	500	392	662	479	876	620	1,058	765
	40 年以 上45年 未満	376	316	512	404	676	493	893	637	1,079	786
	45 年以 上50年 未満	382	322	519	411	684	501	902	646	1,091	798
	50 年以 上	411	351	556	448	726	543	952	696	1,154	861

別表第2 2備考以外の部分を次のように改める。

2 その他の職員が居住する場合

構造	面積 経過年数	55平方メートル未満		55平方メートル以上70平方メートル未満		70平方メートル以上80平方メートル未満		80平方メートル以上100平方メートル未満		100平方メートル以上	
		ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ
木造	10年以上15年未満	円 0	円 46	円 56	円 76	円 0	円 55	円 90	円 133	円 165	円 173
	15年以上20年未満	124	124	156	172	187	187	233	263	333	335
	20年以上25年未満	186	212	282	292	279	307	406	433	581	569

	25年以上30年未満	248	270	348	356	371	393	532	553	705	687
	30年以上	312	284	420	404	385	479	638	655	843	817
鉄筋 コン クリ ート 造	15年以上20年未満	83	83	104	104	125	125	156	156	188	188
	20年以上25年未満	111	111	139	139	166	166	208	208	249	249
	25年以上30年未満	138	138	173	173	207	207	259	259	311	311
	30年以上35年未満	166	166	207	207	248	248	310	310	372	372
	35年以上40年未満	193	193	241	241	289	289	362	362	434	434
	40年以上45年未満	220	220	275	275	330	330	413	413	496	496
	45年以上50年未満	248	248	309	309	371	371	464	464	557	557
	50年以上	248	248	309	309	371	371	464	464	557	557

(京都市公舎管理規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市公舎管理規程の一部を改正する規程（平成26年3月31日京都市訓令甲第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

第3条 京都市公舎管理規程の一部を改正する規程（平成28年2月24日京都市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市公舎管理規程の規定は、この訓令の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(行財政局資産活用推進室)